

# 第31回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 11番, 12番)

開催期日 令和2年1月30日

第31回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年1月30日(木) 午後3時00分  
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤 沢 祐 之

本日の出席委員

1番 藤 田 淳	10番 桂 一 照
2番 中 島 信之	11番 亀 田 孝
3番 大 畠 政勝	12番 清 水 哲雄
4番 鳥 村 正行	13番 長谷川 誠
5番 笹 谷 和広	14番 木 内 浩一
6番 塚 本 政紀	15番 田 村 俊彦
7番 長 尾 卓也	17番 小 川 信一
8番 寺 雅 彦	18番 吉 田 寿栄
9番 平 田 善治	

本日の欠席委員

16番 川 崎 浩 彦

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉 川 道 也
〃	事務局 主幹	藤 沢 祐 之
〃	事務局 員	中 川 圭 太
〃	事務局 員	仁 平 竜 太

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 60号	農地のあっせん成立について
5	報告第 61号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	議案第132号	農地法第18条第6項の規定による通知について
7	議案第133号	土地の現況証明願いについて
8	議案第134号	農用地利用集積計画(案)について
9	議案第135号	農地のあっせんについて
10	議案第136号	買入協議を行う旨の通知の要請について
11	議案第137号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
12		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第31回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員17名、欠席委員1名、川崎委員より欠席の報告を受けております。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

年が明けまして最初の総会となります。冬季間に入りあっせん案件が多く、委員活動が大変忙しい方もおられます。ご苦勞に感謝申し上げますとともに、本年の出来秋が喜べるものになることをご祈念申し上げます。それでは早速、総会を進めていきたいと思っております。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、11番亀田委員、12番清水委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)  
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。12月25日、第9回農地部会及び第8回農政部会を開催しております。同日、栗山町農業振興公社評議員会が開催され、吉田会長が出席しております。1月21日、令和元年度市町村農業委員会活動強化研修会が札幌市で開催され、吉田会長外13名が出席しております。23日、現地調査を、藤田委員・大島委員・長尾委員・長谷川委員で実施しております。24日から25日、新・農業人フェア東京が東京都で開催され、寺委員・平田委員が参加しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第60号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第60号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は3件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇109番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇80番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇51番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積21,940㎡外6筆 田2筆24,444㎡ 畑4筆64,515㎡ 雑種地1筆896㎡ 合計7筆89,855㎡でございます。成立年月日 令和2年1月10日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、川崎委員、長尾委員でございます。

番号2 申出者 〇〇〇市〇〇〇東6丁目3番地20 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇329番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇472番地 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積7,009㎡外1筆 合計2筆14,009㎡全筆田でございます。成立年月日 令和2年1月10日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長谷川委員、桂委員でございます。

番号3 申出者 〇〇〇市〇〇〇東6丁目3番地20 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇490番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇483番地 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積233㎡外4筆 田2筆8,769㎡ 畑3筆1,879㎡ 合計5筆10,648㎡でございます。成立年月日 令和2年1月10日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長谷川委員、桂委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告61号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第61号 農地の使用貸借契約の解約の通知について、下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は1件となります。

番号1 所在 字〇〇〇58番地5の内 地目につきましては、公簿が畑、現況が田 面積600㎡外1筆 田1筆600㎡ 畑1筆2,014㎡ 合計2筆2,614㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 令和元年8月30日 契約期間 令和元年8月30日から令和2年11月30日 解約通知日 令和2年1月9日 通知者 貸主 栗山町字〇〇〇65番地 〇〇〇 借主 栗山町字〇〇〇118番地 1 合同会社 〇〇 代表社員 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第132号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第132号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は2件でございます。

番号1 所在 字〇〇2番地2 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積3,656㎡外8筆 田7筆18,559㎡ 畑2筆1,257㎡ 計9筆19,816㎡でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成29年12月27日 契約期間 平成29年12月27日から令和2年11月30日 解約通知日 令和2年1月20日 通知者 賃貸人 〇〇〇市〇〇〇2丁目13-13 〇〇〇〇〇外1名 賃借人

字〇〇2番地54 〇〇〇〇でございます。

番号2 所在 字〇〇186番地9 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積2,146㎡外1筆 田1筆2,146㎡ 畑1筆3,843㎡ 計2筆5,989㎡でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成31年4月26日 契約期間 平成31年4月26日から令和5年11月30日 解約通知日 令和2年1月22日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇9番地7 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇241番地7 〇〇〇〇外1名 でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第132号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第132号は原案どおり決定といたします。

日程7 議案第133号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第133号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は1件の願い出でございます。

番号1 所在 字〇〇71番地3 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積1,942㎡外4筆 計5筆5,461㎡でございます。利用状況 山林及び雑種地 所有者及び願出人 〇〇市〇〇区〇〇〇4丁目4番7 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(7番 長尾)

令和元年12月25日 第30回農業委員会後に提出のあった現況証明願い出に基づき、令和2年1月23日に藤田委員、大島委員、長谷川委員、吉川事務局長、藤沢主幹、中川主事同行のもと現地調査を行い、番号1につきまして、申請どおりの現況であることを確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第133号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第133号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第134号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第134号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借4件、所有権移転4件 計8件となっております。

整理番号元所 70-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇329番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇〇市〇〇〇東6丁目3番地20 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月10日 所有権を移転する土地 字〇〇472番地 現況地目、田、面積7,009㎡外1筆計2筆14,009㎡全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年1月31日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年7月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 70-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇490番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇〇市〇〇〇東6丁目3番地20 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月10日 所有権を移転する土地 字〇〇483番地 現況地目、畑、面積233㎡外4筆 田2筆8,769㎡ 畑3筆1,879㎡ 計5筆10,648㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年1月31日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年7月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の

従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所71-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇80番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇109番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月10日 所有権を移転する土地 字〇〇51番地1 現況地目、田、面積21,940㎡外6筆 田2筆24,444㎡ 畑4筆64,515㎡ 雑種地1筆896㎡ 計7筆89,855㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年1月31日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年7月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男3人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所72-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5条西6丁目1番23公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇〇〇町字〇〇201番地12 〇〇〇〇〇外1名 申出年月日 令和2年1月22日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇471番地1 現況地目 田 面積4,550㎡外6筆 田5筆44,592㎡ 畑2筆3,894㎡ 計7筆48,486㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年1月31日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じ千円未満を切り捨てまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年3月13日となっております。

整理番号元賃73-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇15番地 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇12番地 推定相続人 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月8日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇14番地2の内 現況地目 田 面積4,127㎡外1筆 田1筆4,127㎡ 畑1筆5,977㎡ 計2筆10,104㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年1月31日から令和6年11月30日の4年10カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、種子馬鈴薯、大豆で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃74-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇752番地 〇〇〇

○ 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇915 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇769 番地 1 現況地目 田 面積 29,293 m<sup>2</sup>外 3 筆 田 3 筆 76,939 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 3,124 m<sup>2</sup> 計 4 筆 80,063 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年1月31日から令和6年11月30日の4年10カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 75-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇540 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇1 番地 10 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月16日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇45 番地 5 現況地目 畑 面積 2,115 m<sup>2</sup>外 2 筆 計 3 筆 3,706 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年1月31日から令和6年11月30日の4年10カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦で、構成員は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 76-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇146 番地 1 〇〇〇〇 外 1 名 利用権を設定する者 栗山町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月20日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇292 番地 2 現況地目 畑 面積 21,961 m<sup>2</sup>外 2 筆 計 3 筆 23,402 m<sup>2</sup>全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年1月31日から令和2年11月30日の10カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はメロンで、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議長)

はい。賃貸借4件、所有権移転4件の説明がありました。それでは、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号元所 70-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 70-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 70-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 70-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 70-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 70-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 71-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 71-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 71-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 72-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 72-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 72-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 73-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 73-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 73-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 74-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 74-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 74-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 75-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 75-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 75-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 76-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 76-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 76-1 は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 135 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第135号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は7件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇556番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月7日 申出地所在 字〇〇〇133番地24 地目は公簿、現況ともに田、面積285㎡外7筆 田7筆6,863㎡ 畑1筆1,686㎡ 計8筆8,549㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(7番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小川委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、小川委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇78番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月9日 申出地所在 字〇〇〇79番地7 地目は公簿、現況ともに田、面積14,581㎡外23筆 田10筆35,122㎡ 畑3筆3,541㎡ 雑種地2筆510㎡ 用悪水路9筆692.01㎡ 計24筆39,865.01㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(14番 木内)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として吉田会長と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、木内委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇65番地 〇〇〇 申出年月日 令和2年1月9日 申出地所在 字〇〇〇58番地5の内 地目は公簿、現況ともに畑、面積2,014㎡外1筆 田1筆600㎡ 畑1筆2,014㎡ 計2筆2,614㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(14番 木内)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、営農規模の縮小を考えており一部の農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 合同会社 〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として吉田会長と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

か。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、木内委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇120 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月14日 申出地所在 字〇〇70 番地2 地目は公簿、現況ともに畑、面積283㎡外42筆 畑40筆193,403.81㎡ 雑種地3筆6,725㎡ 計43筆200,128.81㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(5番 笹谷)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、営農規模の縮小を考えており一部の農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、第2候補に 株式会社 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として亀田委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、笹谷委員、亀田よろしくをお願いします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 〇〇〇市〇〇町由良735 番地15 〇〇〇〇〇外1名 申出年月日 令和2年1月17日 申出地所在 字〇〇109 番地1 地目は公簿、現況ともに田、面積6,889㎡1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりま

すので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(9 番 平田)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として清水委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、平田委員、清水委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号6 あっせん申出者 〇〇市〇〇区〇〇南4丁目4番47号 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月17日 申出地所在 字〇〇108番地1 地目は公簿、現況ともに畑、面積 29,322㎡外4筆 畑4筆 51,649㎡ 雑種地1筆 3,966㎡ 合計5筆 55,615㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(11 番 亀田)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 株式会社 〇〇〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として笹谷委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号6について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号6についてはあっせんを可といたしますので、亀田委員、笹谷委員よろしくお願ひします。

(事務局)

番号7 あっせん申出者 ○○○市○○町2丁目13番地13 ○○○○外1名 申出年月日 令和2年1月20日 申出地所在 字○○2番地2 地目は公簿、現況ともに田、面積3,656㎡外10筆 田8筆19,069㎡ 畑2筆1,257㎡ 雑種地1筆105㎡ 合計20,431㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考とさせていただきます。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(15番 田村)

○○さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として藤田委員と私で進めていきたいと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号7について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号7についてはあっせんを可といたしますので、田村委員、藤田委員よろしくお願ひします。

日程10 議案第136号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第136号買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は3件です。

番号1 あっせん申出者 字〇〇〇556番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月7日 申出地所在 字〇〇〇535番地 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積17,753㎡外3筆 計4筆 64,568㎡でございます。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号2 あっせん申出者 〇〇〇市〇〇町2丁目13番地13 〇〇〇〇〇外1名 申出年月日 令和2年1月20日 申出地所在 字〇〇2番地3 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積3,843㎡外2筆 計3筆 23,274㎡でございます。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号3 あっせん申出者 字〇〇2番地33 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年1月20日 申出地所在 字〇〇2番地6 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積10,556㎡外1筆 計2筆 16,356㎡でございます。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。以上です。

(議長)

はい。事務局より3件の説明がありました。それでは、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定いたします。

整理番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2は原案どおり決定いたします。

整理番号3について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3は原案どおり決定いたします。

日程 11 議案第 137 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

昨年、10月に他県農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕される不祥事が続けて発生いたしました。この不祥事を受け全国農業会議所が開催した全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

栗山町農業委員会においても、別紙「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」のとおり朗読をもって提案といたします。

『私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。』

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 2 年 1 月 30 日 栗山町農業委員会』 以上

(議長)

はい。只今、事務局より、説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 137 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 137 号は原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は2月27日の木曜日 午前9時30分から、現地調査につきましては2月20日の木曜日 午前9時30分から 第2班 中島委員、寺委員、川崎委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後4時30分終了)